

不利益処分に係る処分基準（法令）

| 番号 | 法令名及び条項 | 処分の概要 | 担当課名 |
|----|------------------------------|-------|-------|
| 6 | クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第10条の2 | 措置命令 | 生活衛生課 |

1 クリーニング業法第10条の2に基づき、営業者に命じる措置命令の処分に係る審査基準は次のとおりとする。

- (1) 営業者が法第3条，法第3条の2第2項又は第4条の規定に違反していると保健所長が認めること。
- (2) 盛岡市クリーニング業法施行条例第2条により規定される衛生措置基準に違反していると保健所長が認めること。

2 処分期間は，次のとおりとする。
改善するために要する相当期間。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は，申し出てください。